

(別紙1)

測量等業務の業務価格の見積徴取先選定フロー

測量等業務において、積算基準及び標準歩掛がなく、業務価格を算定できない場合は、以下のフローにより見積を徴取する。

【選定における留意事項】

- ・設計金額百万円未満の随意契約が想定される場合は、3者以上を選定すること。その際には、フロー中、「6者」を「3者」に、「5～1者」を「2～1者」と読み替えて適用する。
- ・県内業者には、準県内業者を含む。
- ・県外業者は、技術士30人以上又は業務に該当する技術部門及び選択科目に係る技術士20人以上（港湾及び空港等の場合）を有する者の中から選定する。
- ・このフローにより難しい場合は、別途選定する。

